

平成25年度第1回防府市廃棄物減量等推進審議会 議事概要	
開催日時	平成25年6月18日(火) 午後2時30分～午後3時45分
場 所	防府市クリーンセンター し尿処理棟2階会議室
出席者	<委員> 広石委員(会長)、大村崇委員(副会長)、大村弘委員、齊藤委員、島岡委員、末富委員、大嶋委員、三輪委員、田邊委員、坂本委員、原田委員、中川委員、重田委員、阿部委員、永富委員、渡辺委員 ※欠席：浅木委員、磯野委員
	<行政> 松浦防府市長 (事務局) 福谷生活環境部長 大田クリーンセンター所長、 藤本所次長、白井廃棄物対策室長、磯辺副主幹、原田主任 藤田主任、益富主任
傍聴者	1名
諮問事項	「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正について
議 題	(議題1)「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正(案)について
	(議題2)「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正(案)について

1 開会 <省略>

2 市長あいさつ <省略>

3 会長あいさつ <省略>

4 新委員紹介 <省略>

5 諮問

「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正について

市長が諮問書を読み上げ、会長に諮問

6 諮問事項の審議

議題 1

「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正（案）について

(会 長)

それでは、議題 1 について事務局より説明をお願いします。

(事務局) …資料の訂正及び議題 1 の説明…

(委 員)

資料 2 2 ページ第 9 条の「一般廃棄物」は、事業系一般廃棄物も含まれているのか。

(事務局)

はい。事業系一般廃棄物も含めたものです。

(委 員)

資料 1 2 ページ (5) ①「一般廃棄物の搬入許可、一般廃棄物の受入拒否」のところで、なぜ、「搬入」と「受入」を使い分けているのか。

(事務局)

受入拒否の規定は、搬入を許可した後でも、搬入物検査等で異物の混入が認められた場合などにピットへの投入を認めず、持ち帰ってもらうこととしており、「受入」という言葉を使っています。

(委 員)

資料 1 4 ページ (8) ①「臨時申込みの収集手数料」について、下限を下げることはできないか。市民が利用しやすいようにすることで、ごみステーションへの異物搬入や空き地などへの不法投棄が減るのではないか。

(事務局)

特定家庭用機器の収集手数料等との整合性や、臨時申込みの収集に係る人件費の 30% 相当程度は、受益者負担と考えていることから、下限は現行のままということで御理解いただきたい。

不法投棄については、警察・生活安全課と連携して取締りを強化してい

きたいと思います。

(委員)

資料2 2ページ第8条には「市長」とあり、第9条第2項には「市」とあるが、「市」と「市長」の違いは。

(事務局)

執行機関としての市は「市長」を使い、単なる法人としての市は「市」を使います。条例第8条の「処分しなければならない」など執行機関として意思を持って行う行為については、「市長」という主語を使っています。

(委員)

資料2 2ページ第8条に、市長は一般廃棄物を収集・運搬とあるが、自治会などで行っている自主搬入に関する文言は付け加えないのか？

(事務局)

自主搬入は、あくまで地域による自主的な搬入として位置付けています。

※ 議題1について、原案のとおり承認

議題2

「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正（案）について

(会長)

それでは、議題1について事務局より説明をお願いします。

(事務局) …説明…

(委員)

資料3 1ページ(4)啓発施設について、3点尋ねたい。1点目、市民工房は、紙すきだけか。2点目、再利用品展示コーナーは、展示だけで販売はしないのか。3点目、他市では施設見学をしているが、防府市ではしないのか。

(事務局)

1点目の市民工房については、紙すきだけでなく、他の目的にもご利用いただけます。

2点目の再利用品展示コーナーについては、当面、抽選等で市民に無料でお譲りすることとし、多くの市民の方に来ていただきたいと考えています。

3点目の施設見学については、市の事業として積極的に受け入れていくこととしています。

※ 議題2について、原案のとおり承認

その他

今後のスケジュールについて

(事務局) …説明…

※委員から、特に意見なし

7 閉会

次回の審議会を8月7日(水)10時から開催することとし、閉会